条約難民に対する統合に向けた公的支援の課題 ースウェーデンにおける公的支援との比較をつうじて一

Challenges of the Pubic Assistant for Promotion of Convention Refugees' Social Integration in Japan

—Comparison with Public Assistance in Sweden—

荻野 剛史 Takahito OGINO

I. はじめに

1. 問題の所在

日本において難民の定住の受入を開始してから40年が過ぎようとしている。この間日本では、約12,000人のインドシナ難民、条約難民及び第三国定住難民¹⁾を定住者として受入れてきた。他国と比較した場合受入人数は多いとは言えないが、今後も増加が見込まれる²⁾。しかし定住者として受入れた難民を、社会にどのように迎え入れるのか、また彼らをどのように支援するのか、これらの点に関する議論は不十分である。

近年、難民を含む移民一般と、彼らを受入れるホスト社会との関係性として統合が指摘されている。統合の定義は多様であるが、おおよそ、移民一般とホスト社会との平等なかかわりがある状態を表している。現在でも約10,000人の難民が日本で永続的に生活しており、それゆえ日本でも統合を進めることが必要である。しかし滞日難民人口は少なく、定住、すなわち日本に永続的に生活すること自体は認められていても、統合を実現させるための公的な支援は、十分とは言い難い状況が続いている。その結果、滞日難民は様々な生活のしづらさを抱えている³)。

本研究は、滞日難民のうち条約難民に対する公的な支援を関心対象としているが、この支援に対しては、これまで様々な課題が指摘されてきた。一般に、条約難民としての庇護を求めて他国(国籍国以外の国、あるいは常時居住していた国以外の国)に移動した人(以下、庇護希望者⁴))は、①難民認定申請→②難民認定審査(数ヶ月~数年間の待機)→③難民認定・定住開始というプロセスを経験するが、日本の場合、まず①の局面における課題として、渡邉は、難民認定行政に関する問題(制度上の問題、国際基準の軽視、政治的要素への考慮の存在)を指摘している(渡邉2014:11-2)。次に②の局面に関する課題として、例えば石川は、日本政府による難民認定申請者(以下、申請者⁵))に

対する最低限の生活を保障するセーフティネットが不十分であることなどを指摘している(石川 2015:148-9)。また森谷は、日本にエスニック・コミュニティがない申請者に対する支援の必要性 について指摘している(森谷2011:104)。さらに③の局面における課題として、荻野(2014)は、アメリカにおける条約難民に対する援助との比較において、「援助内容と援助主体に関する課題」と「援助が行われる場所に関する課題」の2点を指摘している(荻野2014:52-3)。また森は、滞日難 民及び申請者は、地域社会において孤独感を抱えながら生活している旨を指摘している(森2013:159)。

以上、近年の滞日難民支援の課題に関する先行研究を概観した。管見の限り、①の局面に関する課題、すなわち難民認定制度に関する課題は、「過度に厳密な」審査から生じる課題などが指摘されている。また②難民認定審査期間中における支援に関する課題については、量的・質的な点での不十分さが指摘されている。さらに③の局面における課題に関しては、日常生活の一側面に対する支援の脆弱さなどを述べた先行研究が散見される。しかし後述のとおり、統合は日常生活の多面的な側面を捉える概念であり、統合を促進させるためには、より幅広い議論が必要である。

以上の背景のもと、本研究では、条約難民に対する公的支援の課題、特に統合を促進させるための 支援の課題を、スウェーデンにおける公的支援との比較をつうじて明らかにすることを目的とする。 スウェーデンを比較対象とするのは、スウェーデンは難民を含む移民の統合の実現を目標のひとつと しており、この実現のために、政府などが様々な支援を提供している。それゆえスウェーデンにおけ る公的支援と比較することで、日本で今後求められる公的支援が明確になると考えられるためである。

2. キーワードの検討

次に、本研究におけるキーワードの定義を試みる。

1)条約難民

本研究において条約難民とは、難民条約(難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の総称)及び各国の関係法規に基づき、庇護国政府から「難民」である旨の認定を受けた者を指す。

2) 公的支援

本研究での公的支援は、行政機関の費用負担によって、行政機関自ら、あるいは民間団体等への委託によって提供される、特に庇護希望者・申請者・条約難民のために提供される諸支援を指す。

3)統合

統合は、管見の限りおおよそ難民を含む移民一般と、ホスト社会との関係性を表す概念と指摘できる。例えば樋口は、移民の統合について、「異なるエスニック集団が、社会文化的領域で集団との境界と独自性を維持しつつ、政治経済的領域での平等を可能にすること」(樋口2005:298)と定義している。

また Ager と Strang は、統合の構成要素として10つのドメインを挙げている。この10ドメインは、 4つのエリアに分類されている(図)。

図 統合におけるコアドメイン群の概念的枠組み

出所 (Ager and Strang 2008: 170)

まず Markers and Means (指標と手段) エリアは Employment (雇用)、 Housing (住居)、 Education (教育)、 Health (健康) の各ドメインに分類されている。Social Connection (社会的つながり) エリアは、Social Bridges (社会的橋渡し: Social Bonds 以外の集団の結合)、Social Bonds (社会的結合: 家族や同民族・同国籍・同宗教・その他同種の集団内での結合)、 Social Links (政府などとのつながり) の各ドメインが含まれる。Facilitators (促進) エリアは、 Language and Cultural Knowledge (言語や文化的知識の習得) 及び Safety and Stability (安全と安心の確保) ドメインから構成されている。最後に Foundation (基盤) エリアは、 Rights and Citizenship (権利と市民権) ドメインのみで構成されている (Ager and Strang 2008: 169-84)。

本研究では、暫定的に統合の定義として樋口の定義を、また統合の構成要素として Ager と Strang の指摘を援用する。

3. スウェーデンにおける行政組織と難民受入状況

調査結果を述べる前に、スウェーデンにおける行政組織の概要を述べる。スウェーデンは、ノルウェー、フィンランド、そしてデンマークに囲まれている、難民を含む移民を積極的に受入れている 国である。

スウェーデンは日本と同様、行政機構は政府・県(ランスティング:Landsting, 21県)、そして基

礎自治体としての市(コミューン: Kommun. 290市)から構成されている。また特徴的な機関として、各県に「県域執行機関」(Länsstyrelsen)という機関が設置されている。この機関は国の出先機関として、難民受入れに関する業務を含む、国が指定する業務を行っている。

前述のとおり、スウェーデンは、これまで多くの難民を含む移民を受入れてきた。小池によれば、スウェーデンは第二次世界大戦後から労働力不足を背景として多くの移民を受入れてきた。一時的に移民規制に動き出したものの、結果として移民の流入をとめることはできず、多くの移民を受入れてきた(小池2009:262-6)。近年では、「反移民」を掲げる政党の躍進が見られるものの(『朝日新聞』2014年9月16日)、それでもなおスウェーデンは現在でも多くの難民を受入れている。

Ⅱ. 研究方法

1. 調査方法

本研究では、①スウェーデンにおける公的支援と、②日本における公的支援を明らかにする。①については、2015年2月12日から2月20日の間、筆者がスウェーデン移民庁とA県域執行機関、Bコミューン、C職業安定所(政府機関)、D民間教育機関(語学)及びE民間教育機関(文化研修)に出向き、それぞれの難民支援担当者から各機関における公的支援の概要などをインタビューした。インタビューは通訳を介し、スウェーデン語で行った。

また②については、すでに多くの調査がなされていることから、先行研究等を調査した。

2. 分析方法

以上の方法で得た各国における公的支援は、前述の「A Conceptual Framework Defining Core Domains of Integration」における4つのエリアごとに分類し、比較を試みた。

3. 倫理上の配慮

スウェーデンにおける調査は、筆者が調査時点で所属していた研究機関の研究等倫理審査の承認を 受けて実施した。

Ⅲ. 結果

本節では、前述の調査から明らかになったスウェーデン及び日本の公的支援について述べる。さら に、両国における公的支援の比較を試みる。

1. スウェーデンにおける公的支援

まず、スウェーデンにおける公的支援を述べる。スウェーデンは前述した行政機関(政府・県域執行機関・コミューン・職業安定所)が難民に対する支援を行っている。おおよそ、庇護希望者による難民認定申請→難民認定可否の審査(移民庁が担当)→(難民認定を受けた場合)決められたコミューンへ移動して定住生活の開始(主に、コミューンと職業安定所が担当)というプロセスに沿って庇護を受ける⁶)。

以下、行政機関ごとに行われている支援を述べる。

1) 移民庁が担当する難民支援

先ず、移民庁が担当する難民支援業務について述べる。移民庁が担当する役割は2つに大別することができる。すなわち、事前準備としてのコミューンとの調整と、庇護希望者・申請者に対する業務である。

① コミューンとの調整

後述のとおり、難民認定審査が行われている間は、申請者に対して居所が提供され、また難民と認定された人は各コミューンに移動して定住生活を始めることになる。移民庁はスウェーデン内のコミューンと事前に調整を行い、申請者用の居所や認定後の住居について予め確保している。

② 庇護希望者・申請者に対する業務

移民庁は、庇護希望者から難民認定申請を受け付け、その申請を基に、申請者が条約難民か否かの判定を行う。また申請者に対しては居所と生活費(61クローナ、約900円。申請者が知人宅などに滞在する場合は71クローナ。約1,000円〔いずれも1日あたり〕)、緊急の医療に要する費用、そして特別のニーズに対する費用(防寒着代など)を支給する。さらに申請者が審査結果に対して不服がある場合の対応を行う。

さらに申請者が条約難民と認定された場合、原則的に、各コミューンの職業安定所に照会し、各条約難民に適した仕事がある場所を居所と指定する。

2) 県域執行機関が担当する難民支援

県域執行機関が担当する難民支援業務について述べる。

県域執行機関は、移民庁や後述するコミューンが行っているような、申請者や条約難民に対する直接的な業務は行っていないが、例えば難民受入に関する事前調整を目的とした、政府とコミューンとの間のコーディネート業務や、次項で述べるコミューンによる難民受入れに関する業務のモニタリングを行っている。

3) 職業安定所・コミューンが担当する難民支援7)

次に職業安定所・コミューンが担当する難民支援に関する業務について述べる。

本節の冒頭で述べたとおり、条約難民は、移民庁が指定するコミューンに移動して、定住生活を開始することになる。スウェーデンの場合、定住生活の目標の一つとして、就業が重要視されている。 このため、国の機関である職業安定所とコミューンが共同して、「定住促進プログラム」と呼ばれる プログラムを条約難民に対して提供している。

条約難民は2年間、「定住促進プログラム」に沿った活動をし、就職を目指す。「定住促進プログラム」は一般の勤労者と同様に週40時間の活動から構成されており、市民生活オリエンテーション(60時間で構成される、スウェーデンの歴史やスウェーデンでの生活方法などの教育プログラム)やSFI(Svenska För Invandrare)と呼ばれる語学研修、職業訓練などが含まれる。この「定住促進プログラム」を受けている間は、手当が給付される。

① 支援計画の作成

「定住促進プログラム」は、それぞれの条約難民に適した形で提供される。一般には語学研修と職業訓練などから構成されるが、これまでの学習経験や就労内容によって異なったプログラムを提供することが必要であるため、個々の条約難民にあった支援計画が策定される。この計画の策定は、職業安定所が条約難民と相談しながら行う。

② 支援計画に基づいた定住促進プログラムの提供

職業安定所が作成した支援計画に基づいて、実際の語学研修などの準備を行うのはコミューンの役割である。コミューン自体が語学学校を開く必要はなく、民間の語学学校や他の民間教育機関に委託することが可能である。

③ 就職支援

職業安定所は、上記の定住促進プログラムを受講中の、あるいは受講を終えた条約難民に対し就職のための支援(例:就職斡旋)を行い、また祖国で行っていた仕事を継続するために必要な資格や手続きの調査(例:祖国において医師として働いていた人がスウェーデンでも医師を継続するには、どのような手続きが必要か)をする。

④ 手当の支給

前述のとおり、支援計画に基づき語学研修などを受けている間は、コミューンから手当が支給される。

⑤ 居所の準備等

またコミューンは、条約難民の住居 (アパート等) の準備や、当該コミューンへの転入にかかわる 諸手続き実施の支援を行う。

以上、職業安定所・コミューンが担当する支援を述べた。難民支援にかかわるほぼ全ての費用は移 民庁が負担することとなっており、コミューンは後日、難民支援に要した費用を移民庁に請求する。

2. 日本における公的支援

次に、日本における公的支援について述べる。スウェーデンと同様、日本の場合も、おおよそ、難 民認定申請→法務省による難民認定申請の審査→ (難民認定を受けた場合) ある市町村での定住生活 の開始、というプロセスに従って庇護を受ける。

日本の場合、都道府県や市町村は、対象を難民に特化した支援は行っていないため、国(法務省)

及び公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(外務省の外郭団体)による取り組み・支援を中心に述べる。

1) 法務省が担当する支援

難民支援に関する法務省の役割は、難民条約や「出入国管理及び難民認定法」等に基づき、庇護希望者から難民認定申請を受け付け、その後の審査や難民認定等を行うことである。

2) 公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部が担当する支援

公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(以下、難民事業本部)は、1970年代後半から政府の委託を受けて、当時のインドシナ難民に対して支援を提供していた機関である。現在では、外務省や厚生労働省から委託を受け、インドシナ難民に加えて条約難民や第三国定住難民に対する支援などを行っている。

この委託に基づき、難民事業本部は、いくつかの支援を申請者と条約難民に対して提供している。 費用は、外務省など政府が負担している。

① 申請者に対する業務

申請者のうち、居所がない人に対しては、 ESFRA (エスフラ) と呼ばれる緊急宿泊施設の提供を 行っている。また生活困窮状態と認められる申請者に対しては、「保護費」として、生活費・住居 費・医療費の支給を行っている (荻野2006:11:公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 更 新年不明)。

② 条約難民に対する業務

条約難民に対しても、いくつかの支援を提供している。まず、「RHQ支援センター」という通所式の施設において、日本語教育や日本の生活文化教育、就職斡旋や職場適応訓練の斡旋などを内容とする「定住支援プログラム」の提供を行っている(半年間〔9:30~15:50〕または1年〔18:30~20:55〕)。通所が困難な場合など必要に応じて宿泊施設も利用可能である(いずれも無料)。このセンター利用期間中は、諸手当及び医療費が給付される。また「定住支援プログラム」が終了した時、「定住手当」が給付される(公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部更新年不明)。

またこの他の現金給付として、「訓練受講援助費」(職業訓練を受講した場合に支給)、「移転援助費」(転居時に支給)、「教育訓練援助金」(小学校~大学・短大・大学院、専修学校・各種学校等へ入学した場合に支給)がある。現金給付以外には、「生活ハンドブック」「医療用語集」の配布、相談援助(生活一般、職業、日本語教育など)、職業紹介、職場定着のための助言などが行われている。さらに、同胞コミュニティの継続に対する支援が行われている(公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部更新年不明)。

3. スウェーデンと日本の難民支援の比較

以上、両国における条約難民に対する支援を述べたが、この結果を踏まえ、本項では両国における、難民が経験する定住までの局面ごとに、各国で提供している支援を統合の構成要素(Markers

耒	日木とスウェ	ーデンの難民支援の比較
200	ロチしハノエ	/ / V/天正レし × 1/2 V/レし=X

定住までの局面		①難民認定申請時		②難民認定申請中		
		スウェーデン	日本	スウェーデン	日本	
支援項目	Markers and Means			・居所・医療費の 提供(コ)	・(申請による) 居 所・医療費の提 供 (難)	
	Social Connection					
	Facilitators					
	Foundation					
	その他	・難民認定申請の 受付(移)	・難民認定申請の 受付(法)	・生活費・防寒着 代等の提供(コ)	・(申請による) 生 活費・医療費等 の提供 (難)	
	定住までの局面			推民認定後		
		スウェーデン		日本		
支援項目	Markers and Means	 ・居所の準備・提供(コ) ・支援計画に基づく職業訓練の提供(職・コ)* ・就職斡旋(職) ・祖国での職業の継続のための就職支援(職) 		・(語学研修等に伴う) 居所の提供 (難) ・(条約難民の希望による) 職業訓練の提供 (難) ・就職斡旋 (難)		
	Social Connection			・(条約難民の希望による) コミュニティ 活動の支援 (職)		
	Facilitators	・支援計画に基づく 2 年間の語学研修・ 生活文化研修の提供 (職・コ)*		・(条約難民の希望による) 6ヶ月間の語 学研修・生活文化研修の提供(職・コ)		
	Foundation	定住者ビザの発行		定住者ビザの発行		
	その他	・(語学研修等に伴う) 手当の支給 (職)・支援計画の策定 (職)		・(語学研修等に伴う) 手当の支給 (難)・相談窓口の開設 (難)		

筆者作成。注:() 内の機関は、その支援の提供機関を表す(移:移民庁、法:法務省、コ:コミューン、職:職業安定所、難:難民事業本部)。*は合計で2年間の提供。

and Means·Social Connection·Facilitators·Foundation·その他)に分類して述べる(表)。

先ず、①難民認定申請時の支援として、スウェーデンでは移民庁が、日本では法務省が難民認定申請を受け付ける。

また②難民認定申請中の「Markers and Means」エリアと「その他」エリアにおける支援として、スウェーデンでは、申請中の居所や生活費、医療費、防寒着代などがコミューンから提供される。日本の場合も、申請中の居所や生活費、医療費が難民事業本部から支給される(申請が必要)。両国における支援の違いとして、スウェーデンではこれらの支援の提供が原則であるものの、日本の場合は申請者による申請が必要であること、居所は部屋数が限定されており、また現金給付についても「予算の範囲内で行われる」という限定が付されているという違いがある。

さらに③難民認定後の「Markers and Means」エリアにおける支援について、スウェーデンでは、定住先のコミューンに到着した段階で居所が定められており、支援計画に基づき、条約難民の状況にあった職業訓練が提供され、適宜就職斡旋が行われている。一方日本の場合は、条約難民の希望によって半年間の教育プログラム(後述)を条約難民に対して提供し、この受講期間中に限り、 RHQ支援センターの宿所を条約難民に対して提供する。また職業訓練や就職斡旋を提供する。次に「Facilitators」エリアに関し、両国とも「定住支援プログラム」と呼ばれる語学研修や生活文化研修を条約難民に対して提供している。スウェーデンの場合は前述の職業訓練を含み2年間のプログラムであるが、日本の場合は原則半年間である。「Foundation」エリアに関して、両国とも条約難民に対して、定住者ビザを提供する。「その他」として、両国とも教育プログラムを受けている間は、生活費相当の手当を条約難民に給付している。またスウェーデンの場合は、職業安定所と条約難民との間の相談によって支援計画が立案され、この計画に基づき、前述の教育プログラムを提供する。

最後に、「Social Connection」エリアにおいて、日本では「コミュニティ活動の支援」が行われている。

Ⅳ. 考察

以上、スウェーデン及び日本の公的支援を明らかにし、両国における支援の比較を行った。比較の 結果から、日本における条約難民に対する公的支援の課題を述べる。

1. 難民認定申請中における課題

先ず、難民認定申請中における公的支援の課題としては、難民認定申請中における生活基盤の提供に関する課題を挙げることができる。スウェーデンの場合、申請者に対して居所や生活費の給付をすることが原則となっている。一方日本の場合、申請者に対する居所や保護費は準備されているものの、居室数や予算自体が少ないため、すべての申請者がこれらの支援を利用できるとは限らない状態となっている。

2. 難民認定後における課題

次に難民認定後における課題として、支援期間の短さに起因する課題を諸点述べる。

スウェーデン・日本の両国とも、定住開始直後から語学研修や生活文化研修が提供されている。スウェーデンでは、条約難民の学習状況に応じ、最長で2年間の言語教育が行われる。一方日本の場合は、原則半年間となっている。

この「半年間」という期間は、かつてインドシナ難民に対して提供した語学研修・生活文化研修と同じ期間であるが、注3で述べたとおり、近年においても日本語に関する問題を抱えたインドシナ難

民がいる。すなわち、半年間の語学研修では不十分である。

また、研修期間後は地域社会での自立が求められ、不慣れな土地における生活に対する不安の発生が想定される。公的な支援が終了したあとは、結果として民間の難民支援 NGO/NPO などが支援を提供しているが、多くの場合、財政基盤上の課題から、必ずしも支援を必要としている全ての条約難民に対して支援が行き届くとは限らず、結果的に新たな生活のしづらさを生じさせてしまう可能性があると指摘できる。

V. おわりに

本研究では、スウェーデンとの比較により、日本における公的支援の課題について、難民認定申請 中の段階における支援の課題と、難民認定後における支援の課題について諸点指摘した。

前述のとおり、日本は必ずしも多くの難民の定住を認めている国ではない。この背景には、先行研究で述べられているとおり、難民認定審査における「過度の厳密さ」などがあげられるが、条約難民を人材として活用する視点が少ないことも原因のひとつと考えられる。日本で生活している条約難民は様々な経験やスキル、さらに様々なものの見方をもたらす人々であり、彼らの能力を活用することで、これまでとは異なる、新たな社会を構築することが可能である。それゆえ、今後も難民を受入れ続けることが必要である。

その一方で、生活文化が異なるがゆえに、様々な生活のしづらさを経験する。このため、本研究で述べた支援上の課題を解決し、条約難民が暮らしやすい社会を構築することが必要である。

最後に本研究の限界と今後の課題を述べる。本研究は、スウェーデンにおける公的支援に携わっている人に対する調査などを行った。このため必ずしも支援の効果や、支援に対する条約難民の捉え方については考察できていない。指摘するまでもなく、支援は、支援の受け手の生活などを改善させるために存在しているのであって、支援の効果について、今後明らかにする必要がある。よって支援の効果について、条約難民などに対する調査をつうじて明らかにする。

付記 ご協力頂いたスウェーデン移民庁とA県域執行機関、Bコミューン、C職業安定所(政府機関)、D民間教育機関(語学)及びE民間教育機関(文化研修)の皆様に深く御礼申し上げる。また本研究は、平成26年度東洋大学井上円了記念研究助成による研究費の助成を受けて実施した。

注

1) インドシナ難民とは、ベトナム戦争などを背景にインドシナ三国から発生した難民であり、ベトナム難 民・ラオス難民・カンボジア難民の総称である。また第三国定住難民とは、第三国の政府(祖国及び難民 キャンプが設置されている国以外の国の政府)から、定住のために、第三国に受入れられた難民である。条 約難民の定義は本文中で述べた。

- 2) 第三国定住難民について、日本政府は継続的に毎年30名を受入れる旨の表明をしている(内閣官房難民対 策連絡調整会議2014:1)。
- 3) 例えばインドシナ難民の場合、これまでに行われた調査において、「教育・学習・言葉の問題」「就職・職業の問題」「住宅の問題」などをはじめとする様々な生活のしづらさを経験してきたことが明らかにされている(原口2001:44-5)。
- 4) 本研究で庇護希望者とは、国籍国・常居所国における迫害を背景とし、条約難民としての庇護を希望して スウェーデンや日本等他国に到達した者を指す。
- 5) 本研究で申請者とは、条約難民としての庇護を希望して難民認定申請を行った者を指す。
- 6) 本節で述べる各行政機関の役割は、18歳以上の申請者に対する支援であり、18歳未満の子どもだけでスウェーデンに到達した場合の支援プロセスとは異なる。
- 7) 本項で述べる難民支援の内容は、Bコミューンにおける支援の例である。

文献

Ager, Alastair and Strang, Alison (2008) Understanding Integration: A Conceptual Framework Journal of Refugee Studies, 21 (2), 166–91.

原口律子(2001)「インドシナ定住難民の社会適応―サポート・システムの分析を基軸として」『人間科学共生社会学』1.1-45.

石川えり (2015) 「日本における難民問題の現実. | 『潮』 678. 146-9.

樋口直人(2005)「共生から統合へ一権利保障と移民コミュニティの相互強化に向けて」梶田孝道・丹野清人・ 樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会,285-305.

小池克憲(2009)「スウェーデンの移民政策—『多文化主義』から『多様性』概念へ」村井誠人編『スウェーデンを知るための60章』明石書店、262-7.

公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(更新年不明)「事業」(http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/business.htm, 2016. 7.28).

森 恭子(2013)「難民及び難民申請者と地域福祉―最近の事例からの検討」『生活科学研究』35. 151-61.

森谷康文(2011)「エスニック・コミュニティのない難民申請者へのグループワークによる支援」『難民研究 ジャーナル』 1,101-10.

内閣官房難民対策連絡調整会議 (2014)「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/pdf/h260124.pdf, 2016. 7.28).

荻野剛史(2006)「わが国における難民受入れと公的支援の変遷」『社会福祉学』46(3), 3-15.

荻野剛史(2014)「日本における条約難民の定住促進のための公的援助の課題―アメリカにおける公的援助との 比較をつうじて―」『ライフデザイン学研究』 9,47-56.

渡邉彰悟 (2014) 「日本の難民認定手続の実際」 『法律時報』 86 (11), 10-5.

[Abstract]

Challenges of the Pubic Assistant for Promotion of Convention Refugees' Social Integration in Japan

—Comparison with Public Assistance in Sweden—

Takahito OGINO

This study aims to clarify issues of public assistance for convention refugees, particularly issues for social integration assistance, by comparing with public assistance in Sweden. For this purpose, we interviewed personnel of Sweden's Immigration Office and other public organizations, to clarify the outline of Sweden's public assistance for convention refugees. To clarify public assistance to refugees in Japan, we referred to preceding studies.

We used the information obtained in the steps above to compare the outlines of public assistance for convention refugees in Sweden and Japan. For Japan's public assistance, we clarified the issues during refugee status applications, and issues after obtaining refugee status. In terms of application issues, not all applicants are provided with housing and living cost payments, and in terms of issues after obtaining refugee status, it was pointed out that language training programs and support for concerns of living in a land they are not familiar with are not adequate.